

『スタディ憲法〔第2版〕』補遺

※補遺の記述内容は、2025年1月6日時点の事実に基づくものです。

◆第6章 裁判所

・80頁の4行目のあとに追加

当該裁判官は、その後、事件関係者に係るSNSへの複数の投稿をめぐって訴追され、弾劾裁判所において罷免されました。罷免判決は8件目ですが、表現行為を理由とした罷免は今回が初めてです。度重なる投稿が被害者遺族に精神的苦痛を与えてきたことに鑑みると、その表現行為は、国民が裁判官に与えた信託に反するものであったと判断されました。こうした判断に対しては、過去の事例と比較すると罷免は重過ぎるのではないかと、また、裁判官の言動に萎縮をもたらすのではないかと、罷免を疑問視する意見もあります。

・82頁の末尾に追加

本文では21世紀以降の法令違憲判決として6件の判決を掲げていますが、その後、2023年に性同一性障害特例法違憲決定（最大決2023年10月25日）、2024年に旧優生保護法違憲判決（最大判2024年7月3日）が加わり、現在計8件となっています。両判決については、第9章の補遺をご参照ください。

[岸野薫]

◆第9章 幸福追求権

・119頁13行目に追加

マイナンバー制度に対しても、プライバシー侵害を理由として個人番号の利用の差止等を求める訴訟が全国で提起されました。最高裁は、「秘匿性の高い情報が多数含まれる」とともに、「法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じ得る」としながらも、情報の取り扱いを規制する様々な制度を挙げて、そのような危険の存在を否定し、プライバシー侵害の主張を退けています（最判2023年3月9日）。

・121頁4行目に追加

近年、強制不妊手術を定めた優生保護法の規定が自己決定権等を侵害するとして国に損害賠償を求める訴訟が、全国で提起されました。最高裁は、これらの規定が憲法13条等に反することをはっきりと認めています（最大判2024年7月3日）。最高裁は、まず、「憲法13条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障している」として、不妊手術がこれに対する「重大な制約」にあたるとしました。そのうえで、「本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、…正当とはいえないものであることが明らか」であり、「本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖

能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない」としました。

・ 123 頁の末尾に追加

5 性自認に従った取扱いを受ける権利

出生時に割り当てられた性別と自己の認識する性別が異なるトランスジェンダーの人々が、自認する性別に従った取扱いを受けることは、重要な権利であると考えられます。

最高裁は、経済産業省に勤務するトランスジェンダーの女性に対して職場の女性用トイレの使用を制限した人事院の判定を、違法と判断しました（最判 2023 年 7 月 11 日）。憲法への言及はないものの、自認する性別と異なる取扱いを受けたことが、不利益であると認定されています。

また、性同一性障害特例法は、家庭裁判所の審判による性別変更について、①18 歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないか、その機能を永続的に欠くこと、⑤変更後の性器と似た外観を持つこと、という厳しい要件を定めていました。これに対して、最高裁は、④要件が憲法 13 条に反するとの判断を示しました（最大決 2023 年 10 月 25 日）。本決定では、まず、憲法 13 条の保障する「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」が「人格的生存に関わる重要な権利」であると同時に、「性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けること」が、「個人の人格的権利と結びついた重要な法的利益」とされました。そのうえで、④の手術要件は、医学的な必要性が低いにもかかわらず、強度な身体的侵襲である手術を受けるか、性別変更を断念するかという「過酷な二者択一を迫るもの」であり、過剰な制約にあたることが認められたのです。

[高田倫子]

◆第 10 章 平等

・ 132 頁 12 行目のあとに追加

注：2025 年 1 月 6 日までに、最高裁による法令違憲判断は、13 件となりました。新たに加わった 2 件の法令違憲判断のうち一つ（最大判 2024 年 7 月 30 日）は、障害のある人たちに強制的に不妊手術を行うことができるなどとしていた法律の規定を憲法 14 条 1 項や 13 条に違反するとしたものでした（この判決については、第 9 章の補遺を参照してください）。したがって、14 条 1 項違反が認められた法令違憲判断は 7 件となり、やはり、日本の違憲審査制におけるこの条項の存在感は高いままです。

・ 135 頁 13 行目のあとに追加

2021 年には、2015 年の段階から状況に変化はないとして、改めて夫婦同氏制を合憲とする最高裁大法廷決定が出されました（最大決 2021 年 6 月 23 日）。しかし、夫婦同氏制には

国民の間でも反対の議論が高まっています。政治的にも法案提出の動きも報じられるなど、今後の展開が注目されるところです。

4.1. 家族関係⑤——同性婚問題

同性婚を認めていないことの合憲性（→第9章）については、未だ最高裁の判断はありません。下級裁判所での違憲判断も増えており、すでに示された高等裁判所の2つの判断はいずれも違憲としています。14条1項との関係では、東京高裁の2024年10月30日判決が、同条同項への違反を認めた点が注目されます。

・136頁の末尾に追加

注：その後も（国会に対して厳しい態度をとる、裁判官の個別意見がつくものはありますが）、最高裁の多数意見は、違憲状態も認めない、つまり、合憲だという判断を下す傾向が続いています（最新のものとして、2021年10月実施の衆議院総選挙について、最大判2023年1月25日、2022年7月実施の参議院通常選挙について、最大判2023年10月18日があります）。

[山田哲史]

◆第11章 精神的自由

・152頁8行目のあとに追加

このうち、大阪市のヘイトスピーチ対処条例は法律専門家からなる審査会がヘイトスピーチに該当すると判断した場合に市長が表現活動者の氏名を公表することを定めるものですが、これが違憲だとして訴訟が提起されました。最高裁は、条例による表現の自由の制限は合理的で必要やむを得ない限度にとどまるとして、合憲判断を行いました（最判2022年2月15日）。

・155頁12行目のあとに追加

金沢市役所前広場での集会を不許可にした決定の違憲性が争われた事件で、最高裁は、市役所前の広場は市庁舎の一部であることを理由に泉佐野市民会館事件のような厳格な基準を適用せず、政治的対立の見られる論点についてある立場に立って主張を行う集会を認めると、市がその立場を支持しているような外観が生じ、市の政治的中立性に疑義が生じるといった抽象的な理由で不許可とすることも認められるとしました（最判2023年2月21日）。

[曾我部真裕]